② 自己資本規制比率の虚偽の届出等〔金商法第46条の３第１項、第46条の４、第46条の６第１項及び第３項〕

イ 当社は、業績が悪化する中、自己資本規制比率を140％に維持することが最優先であるとし、退職慰労金に係る支払債務の存在を隠蔽するなどし、意図的にかさ上げをした虚偽の自己資本規制比率を算出したほか、前社長に対する短期貸付金の未弁済利息を未収収益に計上しないことにより、虚偽の自己資本規制比率を算出した。

ロ 当社は、上記イに起因して、

(a) 虚偽等の自己資本規制比率を記載した事業報告書を作成し、財務局長へ提出した。

(b) 虚偽等の自己資本規制比率を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供した。

(c) 虚偽等の自己資本規制比率を財務局長へ届け出た。

(d) 虚偽等の自己資本規制比率を記載した書面を作成し、公衆の縦覧に供した。

(e) 自己資本規制比率が140％を下回ることとなったにもかかわらず、その旨を財務局長へ届け出なかった。

③ 自己資本規制比率の算出に係る不備〔金商法第46条の３第１項、第46条の４、第46条の６第１項及び第３項〕

当社は、役職員に対する短期貸付金に係る取引先リスク相当額を計上しなかったこと等から、誤った自己資本規制比率を算出し、以下の行為を行った。

イ 算出誤りのある自己資本規制比率を記載した事業報告書を作成し、財務局長に提出した。

ロ 算出誤りのある自己資本規制比率を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供した。

ハ 算出誤りのある自己資本規制比率を財務局長に届け出た。

ニ 算出誤りのある自己資本規制比率を記載した書面を作成し、公衆の縦覧に供した。

⑷ その他業務運営に関するもの

① 取引一任勘定取引の受託・執行〔金商法第29条〕

② 顧客に対し特別の利益を提供する行為等〔金商法第38条第６号に基づく金商業等府令第117条第１項第３号及び金商法第39条第３項に基づく金商業等府令第119条第３項〕

③ 損失補てん〔金商法第39条第１項第１号及び第３号〕

④ 有価証券等の性質につき顧客を誤認させるような勧誘行為、及び事故の確認を受けることなく行った損失補てん行為〔金商法第39条第１項第３号〕

当社は、外国籍オープンエンド契約型外国投資信託に係る受益証券を顧客に勧誘・販売した際、目論見書に記載された運用開始日から外国株式の組入れ等がなされ運用益が生ずる旨の説明を行っていたが、現地での証券取引に関する許認可取得の手続きが済んでいなかったことから、株式の組入れ等が３週間程度遅延した。そこで、当社は、当該投資信託につき株式の組入れ等が遅延した期間の株式指数の値上がりによる本投資信託の基準価額の上昇分相当価額について、本投資信託に対して補てんすることを決定し、本来、事故による損失補てんをする場合には当局の確認を受ける必要があるにもかかわらず、当該確認を受けることなく補てん行為を行った。

⑤ 取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為〔金商法第39条第１項第３号〕

⑥ 事故確認を受けないで行った有価証券の売買に係る損失補てん〔金商法第39条第１項第３号〕

⑦ 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第14号〕

⑧ 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第１項第14号〕

⑨ 純財産額が資本金の額に満たなくなった場合の届出未済〔金商法第50条第１項〕

当社は、純財産額が資本金の額に満たなくなった場合に該当することとなったにもかかわらず、その旨を財務局長に届け出ていなかった。

⑩ 報告徴取命令に対する対応の不備〔金商法第52条第１項第６号及び第56条の２〕

⑪ 検査忌避〔金商法第198条の６第11号〕

⑫ 利益相反管理態勢の不備

当社は、利益相反管理規程において、利益相反のおそれのある取引等について、利益相反管理統括部署等に照会し承認を得ることとしている（以下この⑷⑫において、当該手続きを「コンフリクトチェック」という。）。

こうした中、イ Ａ部長は、当該規程に基づき照会を行ったが、利益相反管理統括部署等のメールアドレスが変更されていたため、メールが到達していなかった。Ａ部長は、照会を行った場合に、利益相反管理統括部署等から承認の回答がなされない限り、当該案件を進めることはできないことを認識していたにもかかわらず、回答を確認しないまま取引を実行していた。ロ また、Ｂ部長は、コンフリクトチェックの必要性を認識しておらず、照会を実施しないまま取引を実行していた。ハ さらに、利益相反管理統括部署は、利益相反管理規程において、定期的に業務担当部署における利益相反管理の状況について、適切な管理が行われているかを監視し、検証することとされているが、上記状況を看過するなど、適切に監視・検証を行っていなかった。

２ 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成21年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計８業者であり、９業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら９業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは７業者、財産・経理等に関するものは３業者、その他業務運営に関するものは１業者となっている。

⑴ 投資者保護に関するもの

① 集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第24条第１項、第38条第１号、同項第６号に基づく金商業等府令第117条第１項第２号及び金商法第42条の４〕

② 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第31条第４項、第36条の３、第37条第２項、第38条第６号に基づく金商業等府令第117条第１項第２号、金商法第52条第１項第５号及び同項第９号〕

③ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為〔金商法第42条の２第７号に基づく金商業等府令第130条第１項第２号〕

④ 出資金の使途が不明な状況〔金商法第51条〕

⑤ 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為〔金商法第51条〕

⑥ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況〔金商法第51条〕

⑦ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況〔金商法第52条第１項第９号〕

⑵ 財産・経理等に関するもの

① 定期定額購入サービスに係る顧客分別金の信託不足〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第10号〕

当社は、自社の運用するファンドに係る募集について、顧客が毎月一定額の買付けを行うことができる定期定額購入サービスを提供しており、当該サービスに係る顧客からの当該ファンド購入代金の回収に当たり、業務委託先に代金回収業務を委託している。しかしながら、当社は、顧客銀行口座より業務委託先が引落としを実施した時点から顧客分別金信託が必要であるとは認識しておらず、当該サービスに係る購入代金について、顧客銀行口座より引き落とされる日から当社銀行口座（自己口）へ振り込まれる日までの間について、顧客分別金信託を行っていなかった。

② 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為〔金商法第40条の３〕